

長久手市地域防災計画の修正(案)の要旨

I 長久手市地域防災計画の修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

II 主な修正内容

1. 令和6年能登半島地震を踏まえた航空機等の輸送に係る修正

令和6年能登半島地震では、各地で道路が途絶したことから、災害応急対策を実施する関係機関の救助・救出活動や孤立集落への物資輸送などに当たって、機動力のあるヘリコプターが効果的に活用された。

これを踏まえ災害時の緊急輸送について、ヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段の機動的かつ効果的な活用について表記を整理。

なお、令和6年能登半島地震を教訓とした計画の修正は、国の検証等を踏まえ、適時実施していく。

（参考）令和6年1月30日付消防災第14号消防庁国民保護・防災課長通知

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	修正案
■風水害等編	第3編第6章第1節 医療救護	P1	P78
■地震編	第3編第7章第1節 医療救護		P215

■風水害等編

現行	修正案
第1節 医療救護 第5 医薬品その他衛生材料の確保 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。 <u>(追記)</u>	第1節 医療救護 第5 医薬品その他衛生材料の確保 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。 <u>また、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には名古屋市消防航空隊等にヘリコプター等の派遣を要請する。</u>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

2. 災害中間支援組織に係る修正について

災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との連携について追記。

<主な修正箇所>

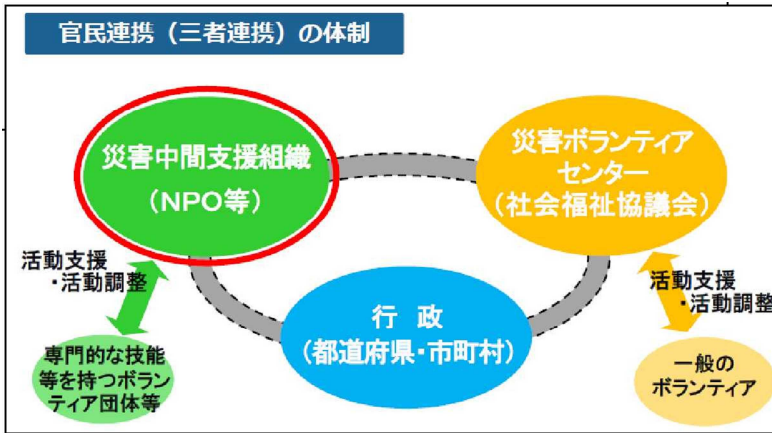
種類	編・章	要旨	修正案
■風水害編	第2編第1章第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	P 3	P 12 P 13
■地震編	第2編第1章第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	P 3	P 145 P 146

■風水害編

現行	修正案
<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>第2 ボランティア活動の普及・啓発及び登録制度の推進</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境の整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体」という。）との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p>8 災害ボランティアセンターの<u>立ち上げ訓練</u> 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>第2 ボランティア活動の普及・啓発及び登録制度の推進</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境の整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体」という。）との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、</u>災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p>8 災害ボランティアセンター 市は、<u>災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害時ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> <u>また、</u>防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。</p>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。



3. 災害ケースマネジメントについて

一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについて追記。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	修正案
■風水害等編	第2編第9章第2節	要配慮者支援対策	P40
■地震編	第2編第7章第2節	要配慮者支援対策	P174

■風水害等編

現行	修正案
<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>(追記)</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>第6 災害ケースマネジメント</p> <p>市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災地支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

